

保育園キッズプラスにおける新型コロナウイルス感染症に関する手引き

日本小児感染症学会新型コロナウイルス感染症に関するワーキンググループ作成の「保育園における新型コロナウイルス感染症に関する手引き」(以下「基手引き」とする)が発表されたことを受け、当園では以下の感染症対策を実施する

1. 登園不可となる基準

※「健康観察シート」を活用し、登園日以外でも自宅での体調管理を実施し、判断に役立てる

- 37.5℃以上の発熱がある場合及び解熱後48時間が経過するまで
又、解熱剤を使用した場合は、効果が切れてから48時間が経過するまで同等の扱いとする
- 咳、喉の傷み、痰、呼吸困難などの呼吸器症状がある場合及び治癒後48時間が経過するまで
- 鼻汁、頭痛、倦怠感（体のだるさ）、嘔吐や下痢、味覚や嗅覚の異常、いつもと比べて食欲や元気がない、顔色が悪いなどの体調不良症状がある場合は治癒するまで
- 園児が新型コロナウイルス感染症の「濃厚接触者」となり保健所が実施する健康観察の対象となった場合、及びその期間
- 園児及び園児の同居家族が、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否」に指定されている国及び地域から帰国し、概ね14日が経過するまで（なお、対象地域等については、法務省のホームページ「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について」において適宜確認する）
尚、帰国又は接触から14日間は無症状であっても外出を控え、健康状態を観察していただく
- 園児又は保護者が新型コロナウイルスに感染したと明らかになった場合（濃厚接触者となり保健所が実施する健康観察の対象となった場合を含む）、できる限り早い対応（濃厚接触者の把握、園内の消毒など）を講じることができるよう、速やかに園へ連絡する。尚、休日・夜間である場合には090-3398-0706への連絡とする。

2. 登降園時について

- 新型コロナウイルス感染症の流行が終息するまでの間、保護者はお迎え時も含め、玄関以外は原則園内立入禁止とする。また、玄関内は1家庭ずつの対応とし、先の方が出るまで屋外でお待ちいただく。
- 保護者が園内の掲示板を確認することが出来なくなる為、保育内容については園HPでの公開とし、その他掲示物については、必要に応じて印刷配布や玄関掲示を行う
- 前項「登園不可となる基準」に基づき、該当する症状の方が送迎をすることは禁止とし、代わりの方が送迎する場合には、あらかじめ保護者から園へ電話連絡し、お迎えの際は身分証の提示をお願いする
- 保護者は送迎前に必ず自身の体調確認を行い、送迎時はマスクを着用する。
- 保護者の玄関滞在時間を短くする為、報告事項等は最小限とし、メモ用紙等での伝達や、電話連絡を活用する
- ソーシャルディスタンスの取り組みとして、保護者と職員の対面での会話は最小限にすると共に、可能な限り2m以上離れることを意識する。
- 保護者同士も2m以上の距離を取ることや、会話を最小限とすることにご協力いただく

登園時

- ①園玄関に設置してある体温計で、保護者が園児の体温を測定し、職員に測定結果が分かるように提示する。尚、測定結果が37.5℃以上の場合は登園不可の為、速やかに帰宅していただく
- ②「健康観察シート」を職員に提示し、登園不可に該当しないかを確認する
- ③園玄関に設置してあるアルコール消毒液を用いて、しっかりと園児の手指を消毒してから入室させる
- ④登園時に着用していた外套（ジャンパー・パーカー等の上着）は外部からのウイルス持ち込み防止の為、玄関で脱がせ、保護者にお持ち帰りいただく。ベビーカーについても玄関内での預かりはせず、やむを得ず持ち帰りが難しい場合には外部倉庫を開放しご利用いただく
- ⑤お迎えの予定時刻を職員へ伝える ※登園後、急遽変更となった場合は電話連絡をお願いします

降園時

- ①予めお知らせ頂いたお迎え予定時刻に合わせ、職員が園児の降園支度をする
- ②保護者には玄関でお待ち頂き、外套を着用させない状態で玄関での引き渡しとする為、必要に応じて保護者が持参し着用させて帰る

3. 新型コロナウイルス感染症に関連して、欠席する場合の取り扱いについて

○保育料の返金について

- ・札幌市からの指示を受け、園が完全に休園した場合にのみ、保育料の返金対応を行う
- ・テレワーク等により在職中であるが自宅での保育が可能である等の理由から、登園を自粛する場合には、予め園へ連絡した上で一週間単位での自粛となる場合にのみ、給食費の一部返還を行う

○保育の必要性について

- ・私用休により月16日未満の登園となる場合には、保育の必要性がないと判断し、より保育を必要としている方へお譲り頂くという観点から、退園をお願いする可能性がある
 - ※1.但し、病欠（園児の体調不良による欠席）の場合は、保育の必要性がある日として換算する
 - ※2.令和2年2月、3月については、保護者が感染拡大・感染予防のために児童を欠席させた場合（登園自粛を含む）についても、※1.同様に病欠扱いとし、保育の必要性がある日として換算する（令和2年4月以降の取り扱いについては企業主導型保育事業「公益財団法人児童育成協会」からの通知による為未定
- ・新型コロナウイルスによる影響であっても、保護者がお仕事を辞めた（退職した）場合には、保育の必要性がないと判断し、退園となる
 - ※但し、求職中等の理由により、子ども子育て支給認定証の交付を受けている場合には、保育の必要性ありと判断される為、引き続き保育を継続する

4. 園生活、保育中の感染予防対策について

- 巻末に（参考/関係箇所抜粋）としている「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版/厚生労働省)」を基に感染予防対策を実施する
- 極力外出を控えることで感染経路を断つ為、散歩等の屋外での活動は自粛とし、園内の消毒・換気・室温湿度管理を徹底することにより、感染のリスクを下げた環境で保育する
- 園内の備品、ドアノブやスイッチ類、玩具などは全て0.05%の次亜塩素酸ナトリウムを使用して、毎日頻回な消毒を徹底する
- 「全ての園児が同じ所に集まるような機会は避け、可能な限り少人数のグループで保育士、部屋も別々にしてください（基手引き）」を踏まえ、園児が一堂に会する行事等は中止とする。また、本件によって保育の質が低下することのないよう、同等の活動を各クラスにおいて小集団で行うことを基本とする
- また、可能な限り少人数のグループで活動できるよう、食事や午睡時も各クラスにおいて行い、原則各クラス、1階フロア、2階フロアに分けての活動を行う
- 外部講師による指導については、講師が園外でも複数の指導を行っていることによる感染リスクを考慮し、当面の間見合わせることにする。音楽・リトミックについては、当園専属の講師となったことにより、通常通り実施する。また英語については、外国人講師によるものではなく、Cyber Dream（英語学習機材）を活用し保育士によるレッスンを実施する
その他、造形面、運動面においても、保育の質が低下することのないよう、可能な限り同等の活動を各クラスにおいて実施する
- 食事前、排泄後等の普段の手洗いに加え、活動の節目などに可能な限り頻回な手洗い（石鹸と流水により20秒以上）を実施する
手洗い後にはペーパータオルで水分を完全に拭き取り、アルコールによる手指消毒を実施する
- 1時間に1回、5分以上、換気の為に窓を開け放つ（その際、冷暖房や加湿器等を活用して、室温や湿度を適正に保てるよう配慮する）
- 下痢や吐物などの処理については、ロタウイルス胃腸炎の際の手順に沿って、ガウン・マスク・手袋を着用した上、使い捨てシートの上で処理を行う等、適切に対応する
- 業者等、園児・職員以外の方は保護者同様原則園内立入禁止とし、訪問の必要性・緊急性を加味して対応する。やむを得ず園内に立ち入ることが必要となる場合には、検温・マスク着用・手指消毒等、園児登園基準に基づいて適切に取り扱う
 - ウイルス不活性化証明済みの空間清浄機「J.air」導入済
 - 除菌効果実証済の消毒スプレー「オレアアスファ」使用
 - 登園時や食事前など、アルコールによる入念な手指消毒の実施

5. 職員の対応について

- 「健康観察シート」の記録を義務とし「1. 登園不可となる基準」に基づき、該当する症状がある場合には出勤停止とする
- 職員が新型コロナウイルスに感染したと明らかになった場合（濃厚接触者となり保健所が実施する健康観察の対象となった場合を含む）、速やかに報告する
- 「互いのグループ間の職員も接する機会を少なくするなどの工夫をしてください（基手引き）」を踏まえ、1階・2階の各フロア担当に分かれ、職員室ではなく別室での休憩とする
- 職員室には4名以上の職員が同時に集まらないこととし、会議等も小集団で実施した上で連絡周知する
- 外部からのウイルス持ち込み防止の観点から、通勤着と仕事着を完全に分け、全て着替えてから保育室へ入ることとする。また、職員更衣室には1人ずつの入室とする
- 出勤時のマスク着用、手洗い、手指アルコール消毒を確実に実施し、勤務中は頻回に手洗い、手指アルコール消毒を実施する

保育園キッズプラスにおける新型コロナウイルス感染症に関する手引き

第1版：2020年3月31日作成

第2版：2020年4月27日改訂

第3版：2020年4月28日改訂